



(仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例(素案)

に関するご意見を募集します

明石市では、まちづくりのコンセプトである「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」に基づき、まちのみんなが認知症を理解し、支えあう取組を進めているところです。

このたび、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをさらに推進するために、認知症施策の指針となる条例の制定を進めています。

つきましては、条例の素案に対し、下記のとおり、市民の皆さまからのご意見を募集します。

1 対象案件

「(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例(素案)」

2 募集期間

2021年(令和3年)12月15日(水)から2022年(令和4年)1月14日(金)まで(必着)

3 資料の閲覧・配布場所

- 市ホームページ (<https://www.city.akashi.lg.jp/>) からダウンロードできます。
- 高齢者総合支援室(市役所本庁舎2階7番窓口)、行政情報センター(市役所本庁舎1階)、各市民センター(大久保、魚住、二見)、あかし総合窓口(パピオスあかし6階)、各サービスセンター(明舞、西明石、江井島、高丘)、各地域総合支援センター(あさぎり・おおくら、きんじよう・きぬがわ、にしあかし、おおくぼ、うおづみ、ふたみ)にて閲覧・配布しています。
(執務時間内)

4 提出方法

ご意見は、住所、氏名(団体等の場合は、団体名称及び代表名)、年齢、電話番号、メールアドレス(なければ不要)、「明石市認知症あんしんまちづくり条例(素案)についての意見であること」を明記の上、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法により、高齢者総合支援室まで提出してください。

- ※ 意見提出の様式は問いません。
- ※ 電話等による口頭での意見の受付及び個別の回答はできませんので、ご了承ください。
- ※ 視覚障害があるなど、自分で意見を書くことが難しい場合は、電話でお話しいただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。

5 提出先及び問い合わせ先

明石市福祉局高齢者総合支援室高年福祉係 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL: 078-918-5288 (直通) FAX: 078-918-5106

E-Mail: kourei-fukushi@city.akashi.lg.jp

6 提出いただいたご意見の取扱いについて

- 意見募集の終了後、提出されたご意見の概要とそれに対する市の考え方について、個人情報を除いて市ホームページにて公表します。なお、同様の意見を集約することができます。
- いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど厳重に取り扱うとともに、公表はいたしません。

(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例（素案）の概要について

本市のまちづくりのコンセプトである「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」に基づき、認知症の人とその家族（以下「当事者等」といいます。）が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、本市における認知症施策の指針となる条例の制定を目指します。

ポイント1：基本理念

「①各当事者の尊厳を尊重すること」「②家族負担の軽減」「③地域での支えあい・地域づくり」の3点を柱として、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進する基本理念について定めます。

ポイント2：各機関等の役割

市が、地域の要望や調査研究等に基づき施策に取り組み、その他の機関（市民、事業者、地域組織、関係機関）は、市等が行う当事者等のためのまちづくりや施策に協力するよう努めることとしています。その他の役割は以下の通りです。

各機関の役割	要旨
市	・地域の実情に応じ当事者等を支援する施策を講じること、正しい知識等の普及のための施策を講じること、当事者を地域で支え合うまちづくりを推進すること
当事者等	・自らの希望に応じて、自分の思いを発信し地域社会等への参加を行うこと
市民	・認知症は誰もがなるものと認識し正しい知識を持つこと
事業者	・従業員等に対し必要な教育を行い適切な対応を学ぶこと
地域組織	・見守り等の地域の支え合い、予防に関する活動、交流できる居場所づくりに取り組むこと
関係機関	・専門的な知識を活用し正しい知識の普及を行い、人材の育成に努めること

ポイント3：基本的施策

以下の視点から、条例の目的を実現するための施策について定めます。

① 知識の普及及び人材育成等

認知症や認知症予防等の知識の普及、地域組織への支援、認知症サポーターの養成 など

② 早期支援等

認知症に早期に気づき、支援するための相談機能の充実、切れ目のない支援体制づくり など

③ 当事者等への支援

身近な地域で日常生活を営むことができるよう、適時適切な支援の実施、平常時の見守りや行方不明時の早期発見のための仕組みづくり など

④ 地域づくり及び社会参加の推進

当事者等が地域交流を継続できる環境の整備、認知症サポーターによる支援体制の構築 など

⑤ 成年後見制度の利用促進等

成年後見制度の利用の促進、市民後見人の養成 など

⑥ 関係機関等との情報共有及び連携強化

医療及び介護の連携体制の整備、情報共有や連携強化のための仕組みづくり など

⑦ 非常時等の対応

災害発生後や感染症の流行時における安全確保のための必要な施策の実施 など